

令和 6 年 8 月 8 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

茨木市長 福岡 洋一

市町村名 (市町村コード)	茨木市 (27211)	
地域名 (地域内農業集落名)	東村 (東村)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月7日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・市街化区域に一部が隣接した地域であり、おおむね水稻を中心としつつ、少量多品目の作物も栽培されている。

・農地はある程度まとまって存在しているが、地形的には幹線道路沿いから山林隣接地まで幅広く、不整形な農地が多い。

・営農意向がある担い手が一定数いる一方で、後継者不在の農地面積が全体の3割を超えており、新たな農業の担い手の確保が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻を中心に地域農業を維持しつつ、担い手の意向によっては、収益性の高い作物の栽培を検討する。

・比較的圃場が整備された区域については、集落営農組織等へ作業を集約し、効率的な生産を図る。

・小規模、不整形な農地が多い区域については、少数多品目の農作物生産を軸に地域農業を維持しつつ、将来的には都市近郊農業の強みを活かした販路を確保し、収益性の向上をめざす。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	18.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	12.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の農業者を軸に、地域農家、認定新規就農者等に対しても、みどり公社を通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域計画策定後は、貸借の意向がある農地をみどり公社に貸し付ける。その際は所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
一団のまとまった農地が保全されている地域であるが、各々の農地に接続する農道等が少ないうえ、狭い傾向にある。用排水も含め、農道接続や獣害対策等、必要な整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市の地域農家制度と連携し、就農希望者の研修や援農希望者を積極的に受け入れることで、地域に愛着を持ってもらい、農業を担う者として定着してもらえよう取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
効率化が期待できる作業について、今後検討を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑧必要に応じて農業用施設を整備する。